独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社	コード	4765
提出日	2025/5/28	異動（予定）日	2025/6/18
独立役員届出書の提出理由	独立役員である大鶴基成氏が、2025年6月18日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任することに伴い、提出する。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	長野和郎	社外監査役	○													○		有
2	小竹正信	社外監査役	○													○		有
3	ビリー・ウェード・ワイルダー	社外取締役	○													○		有
4	山澤　光太郎	社外取締役	○													○		有
5	堀江　明弘	社外取締役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		長野和郎氏は、金融機関で培ってきた金融に対する豊かな経験と知識を有しており、また、金融機関や製造業における企業経営者として豊富な経験と見識を活かして、客観的・中立的観点から当社の経営の監督に充分な役割を果たしていただいています。また、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしているため、中立性の立場を保持していると判断し、独立役員に指定しています。
2		小竹正信氏は、金融ビジネスの実務や金融商品などについて幅広い知識と経験を有しており、また、監査役としての経験も豊富であります。その経験を通じて培ってきた見識を活かして、当社の経営の監督に充分な役割を果たしていただいています。また、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしているため、中立性の立場を保持していると判断し、独立役員に指定しています。
3		ビリー・ウェード・ワイルダー氏は、30年以上にわたる国内の資産運用会社での業務、経営経験があり、日本の資産運用業について豊富な知識と経験を有しています。 また、上場企業の社外取締役の経験もあります。アセットマネジメント事業を中心に当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断しました。ビリー・ウェード・ワイルダー氏は、当社（子会社を含む）、当社の親会社、親会社の子会社においても現在および過去において、業務執行者であったことはなく、また、当社と一切の取引関係、契約関係はなく、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしているため、独立役員に指定するものです。
4		山澤光太郎氏は、日本銀行、大阪取引所で金融や証券業務に関する豊かな経験と知識を培っており、また、その経営者として深い見識を活かして、アセットマネジメント事業を中心に当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を受けることにより、コンプライアンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断しました。山澤光太郎氏は、当社（子会社を含む）、当社の親会社、親会社の子会社においても現在および過去において、業務執行者であったことはなく、また、当社と一切の取引関係、契約関係はなく、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしているため、独立役員に指定するものです。
5		堀江明弘氏は、公認会計士、税理士として培った会計・税務・監査についての豊富な知識と経験を有しており、経理・管理業務を中心に当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断しました。堀江明弘氏は、当社（子会社を含む）、当社の親会社、親会社の子会社においても現在および過去において、業務執行者であったことはなく、また、当社と一切の取引関係、契約関係はなく、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしているため、独立役員に指定するものです。
25		

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。